

令和3年度 第73回関東高等学校ヨット大会

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

1. 全般的な事項

- ① 大会会場（千葉市稲毛ヨットハーバー）と施設利用の方法について事前に十分な打合せを行い必要な措置を講じる。
- ② 会場に入場できるのは、原則、参加者（生徒、引率者、監督、コーチ及び役員）および関係学校職員とする。
- ③ 会場に入場する者（以下、「入場者」という）は大会当日に健康チェックシートの提出を義務づけ、1か月保管しておく。なお、個人情報なので取り扱いには十分に注意する。
- ④ 入場者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し周知するとともに、会場内の適切な場所に掲示する。
- ⑤ 大会期間中、定期的に会場内を巡回し、各事項がきちんと遵守されているか確認する。

2. 参加募集時の対応

- ① 入場者に遵守すべき事項を明確にして協力を求める。また、遵守できない入場者には大会参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあることを事前に周知する。
- ② 入場者には健康チェックシートの提出が必要であることを周知する。

3. 会場での対応

(a) 受付

- ① 窓口に手指消毒剤を設置する。
- ② 役員がマスクを着用し対応する。
- ③ 入場者がマスクを準備しているか確認する。
- ④ 健康チェックシートの内容を確認する。
※健康チェックシートは参加校引率者が当該校参加者分をとりまとめ受付する。
- ⑤ 発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。場合により体温計測などで特定する。
- ⑥ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑦ 距離をおいて並べるように目印の設置を行う。

(b) トイレ・手洗い場所

- ① トイレ内の複数の入場者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 手洗い場にはポンプ型のハンドソープを用意する。
- ④ 「手洗いは30秒以上」、「マイタオルを使用すること」と掲示する。
- ⑤ 手洗いが難しい場合にはアルコール等の手指消毒剤を用意する。

(c) 更衣室、休憩・待機スペース

- ① 一般の施設利用者と場所を分ける。
- ② 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ③ ゆとりを持たせることが難しい場合には一度に入室する参加者を制限する。
- ④ 複数の入場者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取っ手、テー

- ブル、椅子等) はこまめに消毒をする。
- ⑤ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

(d) 飲食

- ① 提供場所はこまめに消毒する。
- ② 昼食については、時間差を設ける。また、喫食場所を分散させる。

(e) 応援

- ① 応援者のソーシャルディスタンス（おおむね 1m から 2m）の確保に務める。
- ② 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。

(f) 会場清掃、ゴミの廃棄

- ① 入場者のゴミは原則持ち帰りとし、その旨を掲示する。
- ② 飲みきれなかった飲料等を陸上に廃棄しないよう周知する。
- ③ 清掃時に回収したゴミは全てビニール袋に入れ密閉して縛り、回収する人はマスク、手袋を必ず着用する。
- ④ ゴミの処理後は必ず手洗い、手指消毒をする。
- ⑤ 借用した物品については、全て消毒を行い返却する。

4. 大会運営での対応

(a) 開・閉会式

- ① 開会式は行わない。
- ② 閉会式は成績発表と表彰式のみ行う。屋外で行い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保を徹底させる。雨天時等は屋内で行うが、参加者は最低限に制限する。また、換気に配慮し、開始前と終了後に、参加者が触れると考えられる場所の消毒を行う。

(b) ブリーフィング（競技・運営説明会）

- ① 帆走指示書は事前に Web ページに掲載する。
- ② 帆走指示書に対する質問は、監督からのメールによるもののみとし、当日は受け付けない。
- ③ 当日の選手・監督への指示や連絡は、放送または SNS アプリの「LINE」により行う。

(c) 選手からの申告

- ① 選手の出艇申告、帰着申告、リタイアの申告および交代の受付は、「LINE」で行う。

(d) 陸上運営

- ① 陸上本部となる修理庫のシャッターおよび窓は常時開放しておく。
- ② 使用する事務用品や機器は事前に消毒しておく。また、その後もこまめに消毒する。
- ③ 担当業務（会計、記録、揮毫、無線等）をはっきりと分担し、筆記具やパソコン等を共有しない。
- ④ 選手・監督への通告は「LINE」で行い、極力掲示はしないようにする。
- ⑤ 旅費や賃金等の支払いは直接受け渡しをせず、封筒等に入れた上で専用のテーブル上に並べる形で行う。
- ⑥ 運営ミーティングは原則「LINE」で行う。どうしても集合することが必要な場合は屋外で行い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保を徹底した上で

きるだけ短時間で行う。

(e) 海上運営

- ① 乗船する人員は最小限にし、ソーシャルディスタンスを確保する。
- ② 役員は必ずマスクおよび手袋を着用する。
- ③ 無線通信や計時等、発声が必要な場合は、特に他者との距離を確保する。
- ④ ホーン、信号旗、無線機など使用する備品は事前に消毒し、担当者を決めて、担当者以外は触れないようにする。

(f) 審問

- ① ジュリーボートは乗船する人員を最小限にし、ソーシャルディスタンスを確保する。
- ② ジュリーは必ずマスクを着用し、電子ホイッスルを使用する。
- ③ 審問場所の換気を十分に行い、ジュリー、抗議者および被抗議者の距離を確保したうえで、全員マスクを着用して行う。
- ④ モデルシップは抗議者用と被抗議者用を分け、審問の都度消毒する。
- ⑤ 審問数を減らすため、付則 T の「レース後ペナルティー」や「調停ミーティング」を活用する。
- ⑥ 人数を減らすため、オブザーバー参加は認めない。